

さいたま市「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策を推進し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現のため、再生可能エネルギー導入や省エネルギー化を図る機器等を設置する市民に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 第13条に規定する実績報告書（様式第8号。以下「報告書」という。）の提出時において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 戸建住宅 一つの建物が1住宅であって、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第1条にある区分所有権を有さない住宅
- (3) 集合住宅 一棟の建物が、共有部分を除き、構造上、数個の部分に区画され、各区画がそれぞれ独立して住居に供される住宅
- (4) 管理組合 区分所有法第25条第1項の管理者又は第47条第1項の管理組合法人
- (5) 市内事業者 市内に本店登記を有する法人又は市内に住所を有し、かつ、事業所を有する個人事業者であって、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）と省エネ対策設備の設置工事の施工又は販売（以下「省エネ対策」という。）に係る契約を結び、見積書及び領収書を発行する者
- (6) 新築 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅
- (7) ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス） 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入すること

により、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅
(補助金の交付対象)

第3条 次条各号に規定する省エネ対策を住宅(店舗、事務所等と併用されているものを含む。ただし、主として住宅で使用するもの。)へ行う市民に対し、申請に基づき予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、さいたま市暴力団排除条例(平成24年さいたま市条例第86号)第2条第2号に規定する暴力団員を除く。

2 補助に係る住宅及び設置条件は、市内の住宅で次の各号及び第3項のいずれかに適合したものでなければならない。

- (1) 申請者が、自らの住民票における住所地に所在し、自ら居住するための戸建住宅に省エネ対策を実施するもの。ただし、他に所有者がある場合は、すべての所有者から同意がとれている場合に限る。
- (2) 申請者が、自らの住民票における住所地に所在する集合住宅で、自ら居住するための専有部分に省エネ対策を実施するもの。ただし、他に所有者がある場合は、すべての所有者から同意がとれている場合に限る。
- (3) 申請者が、自らの住民票における住所地に所在する集合住宅で、共有部分に省エネ対策を実施し、自ら使用するための設備で、かつ、共有部分のすべての所有者から同意がとれているもの。ただし、管理組合の同意をもって当該集合住宅すべての所有者からの同意に代えることができる。

3 次条第8号に規定する省エネ対策を集合住宅の共用部分に行う場合の設置条件は、次の各号に適合したものでなければならない。

- (1) 共有部分のすべての所有者から同意を得ていること。ただし、管理組合の同意をもって当該集合住宅すべての所有者からの同意に代えることができる。
- (2) 管理組合による申請の場合は、管理組合の総会で議決されていること。

4 当該補助事業は、市に対し市税の滞納がなく、かつ、別表1に定める省エネ対策の事業完了日に該当する省エネ対策を完了し、第13条に定める報告書を提出できる者を対象とする。

(補助対象の省エネ対策)

第4条 補助の対象となる省エネ対策は、次の各号に掲げるものとする。なお、設備は未使用品に限り、リース品は対象外とする。

- (1) 太陽光発電設備 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、余剰の電力が逆潮流するシステムの設置
 - (2) 太陽熱利用システム（自然循環型） 太陽熱エネルギーで温めた水を、循環ポンプを用いずに自然対流させ、そのまま給湯に利用するシステムの設置
 - (3) 太陽熱利用システム（強制循環型） 太陽熱エネルギーで温めた空気又は不凍液等を熱媒とし、循環ポンプを用いて、蓄熱槽で熱交換をおこなうことで、間接加熱により給湯などに利用するシステムの設置
 - (4) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム 都市ガス、LPガス、灯油などから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するシステムの設置
 - (5) 家庭用蓄電池 再生可能エネルギー等により発電した電力又は夜間電力などを利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時など必要に応じて電気を活用することができるシステムの設置
 - (6) V2H（ビークル・トゥ・ホーム）システム 電気自動車等に搭載された蓄電池と宅内の分電盤を接続することで、自動車と住宅とで電気を融通しあう受給電システムの設置
 - (7) 地中熱利用システム 年間を通して、安定した温度の地中熱（地下水熱を含む。）を熱源とし、ヒートポンプの活用により、空調又は給湯等を行うシステムの設置
 - (8) 高遮熱塗装 太陽の光や熱の一部を強く反射させ、屋内への熱侵入を抑制する効果が高い塗料により、既存建築物の屋根又は屋上に行く塗装
 - (9) HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム） 家庭の電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、エネルギー使用の効率化及び電力需要の制御を図るシステムの設置
 - (10) ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス） ZEHの新築、ZEHである建売住宅の購入又は既存建築物のZEHへの改築（Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented相当のものを除く）
- 2 前項第10号に規定する省エネ対策に対する補助金の申請をする場合においては、これ以外の種類の省エネ対策に対する補助金の申請はできないものとする（前

項第5号に規定する省エネ対策を除く）。

（市内事業者による加算）

第5条 市内事業者の育成や地域経済の活性化を図るため、省エネ対策の実施について、申請者が市内事業者と契約を結び、かつ、費用の支払いを行う場合において、別表2に定める金額を加算する。

（補助対象経費）

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表3に定める経費の内訳とする。

（補助金の額）

第7条 市長が交付する補助金の額は、第4条に定める省エネ対策の種類に応じ、それぞれ別表4の補助金額の欄に掲げる金額又は省エネ対策ごとの補助対象経費から国、県の補助金等の収入額を控除した額の1/2のいずれか低い額を補助金の額とする。ただし、各省エネ対策の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とする。

（補助事業の期間）

第8条 市長は、別表1に定める補助事業の期間及び条件において、申請者からの申請を受け付けるものとする。ただし、申請者は同一年度内に一度補助金の交付を受けた省エネ対策について、再度同種類の省エネ対策に対する補助金の交付は受けられないものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 申請者は、補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、別表1に定める申請書受付期間内に、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 省エネ対策詳細表（様式第1号の2）

(2) 補助対象経費内訳書（様式第1号の2 別紙）

(3) 建物に係る関係書類は次のいずれかとする。

ア 「登記事項証明書」（発行から1年以内、かつ最新のもの）

イ 固定資産税に係る家屋の「評価証明書」又は「公租証明書」（申請書の提出

日の属する年度のもの)

ウ 申請時に新築かつ未登記の建物に設置予定の場合は、建築に係る「建築確認済証」又は「検査済証」の写し

(4) 契約書の写し

(5) 第2号に掲げる書類の提出ができない場合において、設置（施工）業者が作成した見積書等（省エネ対策ごとの金額並びに対象工事の内容及び金額の内訳が確認できるもの）

(6) 第3条第2項第3号又は同条第3項に該当する場合において、申請者が管理組合法人の場合は、「法人登記事項証明書（発行から1年以内、かつ最新のもの）」、申請者が区分所有法に規定する管理者の場合は、管理規約、管理者の選任が確認できる資料

(7) 第3条第2項第3号又は同条第3項に該当する場合において、省エネ対策設備の設置が承認されたことが分かる議事録等の写し

(8) 令和4年度の市民税納税証明書の写し（令和4年度の市民税が課税されていない場合は、令和4年度の所得・課税（非課税）証明書の写し）

(9) その他、以下に掲げる省エネ対策ごとに定める書類

ア 太陽光発電設備 パネルのレイアウトが確認できる図面

イ 家庭用蓄電池 蓄電池の容量が分かるパンフレット等

ウ 地中熱利用システム 掘削孔の深度等が確認できる図面

エ 高遮熱塗装 使用する塗料の日射反射率（近赤外波長域）が記載されている「試験結果報告書」、パンフレット等の写し及び塗装面積が明記された施工業者発行の書類（見積書等）

オ HEMS機器 「ECHONET Lite」（エコーネットライト）を搭載していること及び創エネや蓄エネ機器と接続できることがわかるパンフレット等

カ ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）BELS評価書の写し（評価書にZEHであること及び一次エネルギー消費削減率が記載されているものであること）

(10) 既に省エネ対策が行われた建売住宅を購入する場合において、売買契約書の写し及び対象設備未使用証明書（様式第1号の3）

(11) 市内事業者による省エネ対策を行うことにより、加算の対象となる場合において、法人と契約した場合は、当該法人の法人登記事項証明書、個人事業主と契約した場合は、当該事業主の住民票（どちらも、発行から1年以内、かつ最新のもの）

(12) その他市長が必要と認める書類

3 次条の交付決定及び不交付の決定前に申請書を取り下げるときは、遅滞なく補助金申請取り下げ書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

4 申請書及び補助金申請取り下げ書（様式第2号）の提出方法は、「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金事務局（以下「事務局」という。）へ持参又は到達したことが確認できる方法（簡易書留等）により行うものとする。

（交付決定及び不交付の決定）

第10条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を判断し、速やかに交付又は不交付の決定を行う。

2 市長は、前項のほか必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、交付を決定したときは補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により、不交付の決定をしたときは補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者にその旨を通知する。

（補助事業の変更・中止）

第11条 補助事業の計画を変更しようとするとき、又は補助事業を中止するとき、遅滞なく計画変更（中止）承認申請書（様式第5号）に省エネ対策詳細表を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、省エネ対策の追加及び補助金交付決定額を増額することはできない。

2 計画変更（中止）承認申請書（様式第5号）の提出は、事務局へ持参又は到達したことが確認できる方法（簡易書留等）により行うものとする。

（変更等の承認）

第12条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を判断し、計画変更承認通知書（様式第6号）又は計画中止承認通知書（様式第7号）により、申請者にその旨を通知する。

2 前項の規定により計画中止承認を受けた申請者は、第14条に定める補助交付額の確定、及び第15条に定める補助金交付の請求を市長に対し求めることができないものとする。

(実績報告)

第13条 実績報告は、別表1に定める報告書提出期間内に、報告書に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書に添付する関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 省エネ対策詳細表 ただし、補助金交付申請書又は計画変更(中止)承認申請書に添付した内容と同じ場合は、省略することができる。
- (2) 住民票の写し(発行から3か月以内のもの) ただし、報告書の「住民登録調査同意書」への同意をもってこの書類とみなすことができる。
- (3) 補助対象経費の支払いを証する以下いずれかの書類
 - ア 省エネ対策の実施に係る領収書の写し
 - イ 契約事業者が作成する「対象設備支払証明書」等の書類
- (4) 省エネ対策を実施した住宅全景のカラー写真
- (5) 省エネ対策の実施が確認できるカラー写真 ただし、第4条第10号のZEHについては、前号の書類をもってこれを省略することができる。
- (6) 第4条第1号の太陽光発電設備について、電力会社との電力受給契約を証する書類の写し
- (7) 建物の所在が区画整理事業地内の場合において、建物の底地番が確認できる書類(底地番証明書等)
- (8) 第4条第10号のZEHについて、ZEH工事完了証明書(様式第9号)
- (9) その他市長が必要と認める書類

3 報告書の提出は、事務局へ持参又は到達したことが確認できる方法(簡易書留等)により行うものとする。

(補助金交付額の確定)

第14条 市長は、前条第1項の報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助金交付額確定通知書(様式第10号)により、申請者に対し補助金の額を確定し通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第15条 申請者は、前条の規定による通知を受領したときは、速やかに補助金交付請求書(様式第11号)により補助金の交付を請求するものとする。

(事務手続の代行)

第16条 申請者は、申請に係る事務手続きを第三者に代行させることができる。

(財産処分の制限)

第17条 補助金の交付を受けた者は、省エネ対策を交付額が確定した日から起算して5年を経過する日までの期間(以下「管理期間」という。)、善良なる管理者の注意をもって管理し、対策を実施した住宅における省エネ対策の用に充てなければならない。

2 管理期間内において、対象設備を処分する必要があるときは、処分承認申請書(様式第12号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 天災地変その他補助金交付を受けた者の責に帰することのできない理由により、対象設備が損傷又は滅失したときも、遅滞なく処分承認申請書により市長に届け出なければならない。

(補助金交付決定及び交付額の確定の取消し並びに補助金の返還)

第18条 市長は、申請者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第10条の規定による補助金交付決定又は第14条の規定による補助金交付額の確定を取り消すことができる。

(1) 規則及び本要綱に違反した場合

(2) 補助金を対象設備の設置以外の目的に使用した場合

2 市長は第1項の取消しを行ったときは、補助金交付決定(確定)取消し通知書(様式第13号)により、申請者又は補助金交付を受けた者に対し通知するものとする。

3 市長は、第1項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に交付された補助金の返還を請求する。

4 市長は、補助金の交付を受けた者が、前条の規定により承認を受けて対象設備を処分したときは、交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(協力)

第19条 市長は、申請者又は補助金の交付を受けた者に対し、市が取り組む地球温暖化対策に関する調査等について協力を求めることができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月24日から施行する。

別表1（第3条、第8条、第9条、第13条関係）

補助事業の期間及び条件については、次のとおりとする。

申請書受付期間	省エネ対策の事業完了日	報告書提出期間
令和5年5月29日 ～令和6年1月31日	令和5年3月16日 ～令和6年3月15日	補助金交付決定日 ～令和6年3月21日

ただし、予算残額が100万円を下回った場合は、当該日を含めて3日間（土日・祝日及び12月29日～1月3日を含めない）に提出のあった申請書の中から、抽選により受理する申請書を決定する。（予算残額が100万円を下回った場合は、市ホームページにて公表する。）

申請書等の受付は事務局において、土日・祝日及び12月29日～1月3日を除く、業務時間内に行う。

受付及び提出日は、原則として事務局に到達した日とするが、土日・祝日、12月29日～1月3日及び業務時間外に到達した場合、翌営業日又は翌開庁日を提出日とする。

事業完了日は、原則として省エネ対策の実施に係る領収書に記載された領収日とする。なお、太陽光発電設備の場合は受給契約締結日及び買取起算日を完了日とみなすことができる。

※申請書及び報告書の内容に不備がある場合や関係書類が不足している場合は、受理することはできません。

別表2（第5条関係）

市内事業者の加算条件及び補助加算額については、次のとおりとする。

	加算条件	加算額
(1)	市内に本店登記を有する法人、または市内に住所を有し、かつ、事業所を有する個人事業主と省エネ対策に係る契約を結び、かつ、当該事業者が費用の支払いを行い、領収書の発行を受けること。また、加算の適用は申請者一人につき同一年度内に一回までとする。	市内事業者との契約一件につき、第7条によって得られた補助金額の1/2又は1万円のいずれか低い方の額。ただし、加算額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額と

する。

別表3（第6条関係）

省エネ対策の補助対象経費の内訳については、次のとおりとする。

	省エネ対策	補助対象経費の内訳
(1)	太陽光発電設備	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ、その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）、設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入・電気工事・足場経費等を含む）
(2)	太陽熱利用システム（自然循環型）	集熱器、貯湯ユニット、架台、蓄熱槽、配管（補助熱源装置入口まで）、配線・配線器具、その他付帯機器等の購入、据付、工事に関する費用
(3)	太陽熱利用システム（強制循環型）	集熱器（一体型のものにあつては集熱器及び貯湯部）、架台、蓄熱槽、配管（補助熱源装置入口まで）、配線・配線器具、その他付帯機器等の購入、据付、工事に関する費用
(4)	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品他、配線・配線器具の購入・据付、配管・配管器具の購入・据付、上記工事に付随するその他工事
(5)	家庭用蓄電池	蓄電池部、電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）、その他付属機器等の購入、据付、工事に関する費用（配線・配線器具含む）
(6)	V2H（ビークル・トゥ・ホーム）システム	電力受給電設備費用、その他付属機器等の購入、据付、工事に関する費用（配線・配線器具含む）
(7)	地中熱利用システム	採熱井掘削、採熱パイプ、ヒートポンプ、循環ポンプ、バッファタンク、リモコン、配管（熱源水側のみ）、配線・配線器具の購入、据付、工事に関する費用
(8)	高遮熱塗装	塗料、屋根（屋上）面の塗装に関する経費（足場、養生等の仮設工事費も含む）、屋根面に対する洗浄に関する費用

(9)	ホームエネルギー マネジメント システム (HE MS)	データ集約機器 (計測結果を集約し、記録に係るサーバ等の装置など)、通信装置 (通信アダプタなど)、制御装置 (機器の制御に係るコントローラなど)、モニター装置、計測機器 (電力使用量の計測に係る電力量センサ、電流計、タップ型電力計など)、HEMS機器の設置に伴う工事費用 (セットアップ費用を含む)
(10)	Z E H (ネッ ト・ゼロ・エネ ルギー・ハウス)	高断熱外皮、空調設備、給湯設備、省エネルギー設備、創エネルギーシステム、エネルギー計測装置 (HEMS) に係る購入費用、設置費用、工事費用

別表 4 (第 7 条関係)

省エネ対策の補助条件及び補助金額については、次のとおりとする。

	省エネ対策	補助条件	補助金額
(1)	太陽光発電 設備	<p>アからウのすべてに該当するもの。</p> <p>ア 財団法人電気安全環境研究所 (JET) の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの、又は同等以上の性能、品質が確認されているもの。</p> <p>イ 性能の保証、設置後のサポート等、メーカー等によって確保されているもの。</p> <p>(ア) 太陽電池モジュール (太陽光パネル) の出力 (JIS又はIEC等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力) の80%以上の出力が太陽電池メーカーによって10年間以上保証されていること。</p> <p>(イ) メーカー等による対象設備の設置後のメンテナンス体制が用意されていること。</p> <p>ウ 電力会社との電力受給契約を締</p>	<p>太陽電池モジュール (太陽光パネル) 出力の合計、4kW未満の場合 30,000円</p> <p>4kW以上の場合 50,000円</p>

		結し、かつ、余剰電力を売電するもの。	
(2)	太陽熱利用システム（自然循環型）	一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたものであること。又は、それと同等の機能を有すると市長が認める設備であること。	30,000円
(3)	太陽熱利用システム（強制循環型）	一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたものであること。又は、それと同等の機能を有すると市長が認める設備であること。	50,000円
(4)	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が指定した「エネファームの機器登録リスト」に登録されているものであること。	40,000円
(5)	家庭用蓄電池	<p>アからウのすべてに該当するもの。</p> <p>ア リチウムイオン蓄電池を搭載したシステムで、蓄電容量が1kWh以上あること。</p> <p>イ 蓄電池について、JIS規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠していること。</p> <p>ウ 再生可能エネルギー等により発電した電力等を繰り返し蓄え、住宅の電力として使用するために、必要な機能を有するものであること（容易に持ち運びができるポータブル型のものを除く）。</p>	蓄電池容量（メーカー公表値）1kWhにつき 20,000円 （上限120,000円）

(6)	V2H (ビークル・トゥ・ホーム) システム	<p>ア及びイに該当するもの。</p> <p>ア 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象機器として登録されているものであること。</p> <p>イ 電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。</p>	50,000円								
(7)	地中熱利用システム	<p>地中の熱(冷熱を含む)を熱源として、その熱をヒートポンプで汲み上げることにより、暖冷房・給湯用のエネルギーとして利用するもの。</p>	300,000円								
(8)	高遮熱塗装	<p>既存建築物の屋根又は屋上に、屋内への熱侵入を抑制する効果が高い塗料を、業者の施工により行うものであり、ア又はイに該当するもの。</p> <p>ア JIS K5675適合品であること。</p> <p>イ 塗料の日射反射率(近赤外波長域)が以下のとおりであること(明度L*値、日射反射率の測定及び算出方法は、JIS K5675による)。</p> <table border="1" data-bbox="571 1496 1139 1727"> <thead> <tr> <th>明度L*値</th> <th>日射反射率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40.0以下</td> <td>40.0%以上</td> </tr> <tr> <td>40.0超 80.0未満</td> <td>明度L*値の値 以上</td> </tr> <tr> <td>80.0以上</td> <td>80.0%以上</td> </tr> </tbody> </table>	明度L*値	日射反射率	40.0以下	40.0%以上	40.0超 80.0未満	明度L*値の値 以上	80.0以上	80.0%以上	<p>屋根面又は屋上面への塗装面積1㎡あたりにつき 400円 (上限20,000円 ただし集合住宅の共用部分に施工する場合の上限は500,000円)</p>
明度L*値	日射反射率										
40.0以下	40.0%以上										
40.0超 80.0未満	明度L*値の値 以上										
80.0以上	80.0%以上										

(9)	ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS)	<p>家庭の電力使用量の「見える化」が図られる機器で、ア及びイに該当するもの。</p> <p>ア 「ECHONET Lite」 (エコーネットライト) を搭載していること。</p> <p>イ 創エネや蓄エネ機器と接続していること。</p>	5,000円
(10)	ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)	<p>建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS) において「ZEH」 (Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented相当のものを除く) の評価を受けた住宅。</p>	200,000円

<様式一覧>

様式第1号 補助金交付申請書

様式第1号の2 省エネ対策詳細表

様式第1号の2 別紙 補助対象経費内訳書

様式第1号の3 対象設備未使用証明書

様式第2号 補助金申請取り下げ書

様式第3号 補助金交付決定通知書

様式第4号 補助金不交付決定通知書

様式第5号 計画変更（中止）承認申請書

様式第6号 計画変更承認通知書

様式第7号 計画中止承認通知書

様式第8号 実績報告書

様式第9号 ZEH工事完了証明書

様式第10号 補助金交付額確定通知書

様式第11号 補助金交付請求書

様式第12号 処分承認申請書

様式第13号 補助金交付決定（確定）取消し通知書